

- スマートフォンの普及に伴い、アプリケーション等により取得・蓄積された**利用者情報（アドレス帳、位置情報等）**が、**本人の意図しないかたちで外部送信されている事案が発覚、社会問題化したことを踏まえ、総務省においてアプリ提供者等の関係事業者等が利用者情報を適正に取扱う上で従うことが望ましい事項（プライバシーポリシーの作成・掲載等）**について「スマートフォンプライバシー イニシアティブ（SPI）」を取りまとめて公表。（平成24年8月以降、2度改訂）
- また、上記取組を検証し、その結果のとりまとめ（SPO）を随時実施。

【総論】

1 基本原則

- 2 適用対象
- 3 用語の定義

① 透明性の確保

② 利用者関与の機会の確保

③ 適正な手段による取得の確保

④ 適切な安全管理の確保

⑤ 苦情・相談への対応体制の確保

⑥ プライバシー・バイ・デザイン

【各論】1 アプリケーション提供者等における取組（アプリ提供者及び情報収集モジュール提供者）

(1) プライバシー・ポリシーの作成

- ▶ 以下の項目を記載したプライバシーポリシーを、アプリケーションや情報収集モジュールごとに分かりやすく作成する。

(記載項目)

① アプリ提供者等の氏名又は名称

② アプリ提供者等が取得する利用者情報の項目等

③ アプリ提供者等による取得方法

④ 利用目的の特定・明示

⑤ 第三者提供、外国の第三者に対する提供、共同利用及び情報収集モジュールに関する記載事項

⑥ 同意取得の方法及び利用者関与の方法*1,2

⑦ 問合せ窓口

⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続

*1 同意取得：一部のプライバシー性の高い情報については、原則同意を取得する（電話帳、位置情報、通信履歴等）。

*2 利用者関与：利用者がアプリによる利用者情報の利用や取得の中止を希望する場合に、その方法を記載する。

(2) 適切な安全管理措置

- ・ 利用者情報の漏洩、滅失、毀損の危険回避の措置を講ずる

(3) 情報収集モジュール提供者に関する特記事項

- ・ アプリケーション提供者へ①取得する情報の項目、②利用目的、③第三者提供の有無等について通知する。

2 その他の関係事業者における取組

- (1) 移動体通信事業者・端末提供事業者：アプリ提供者の適切な取扱い支援・啓発活動、連絡通報窓口の整備等を行う
- (2) アプリ提供サイト運営事業者、OS提供事業者：同上、OSによる利用許諾がある場合に分かりやすい説明を行う
- (3) その他関係しうる事業者：アプリケーション紹介サイトは有益な情報源となり得る

実施年	スマートフォンをめぐる利用者情報に係る総務省等での取り組み
平成24年1月～6月	「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG」を設置・活動
平成24年8月7日	スマートフォン プライバシー イニシアティブ (SPI) 公表
平成25年9月4日	スマートフォン プライバシー イニシアティブ II (SPI II) 公表
平成26年5月13日	スマートフォンプライバシーアウトック (SPO) 公表
平成27年4月17日	スマートフォンプライバシーアウトック II (SPO II) 公表
平成28年4月27日	スマートフォンプライバシーアウトック III (SPO III) 公表
平成29年7月10日	スマートフォンプライバシーイニシアティブ III (SPI III) 公表

※平成28年以降令和4年までの毎年、スマートフォンプライバシーアウトックを公表している。

SPI 構成	→	SPI III の構成
<p>第 I 部 スマートフォンと利用者情報に関する現状</p> <p>第1章 スマートフォンに関する現状</p> <p>第2章 スマートフォンにおける利用者情報の現状</p> <p>第3章 利用者情報に係る制度とこれまでの取組</p> <p>第 II 部 課題認識と具体的対応</p> <p>第4章 スマートフォンにおける利用者情報の性質・分類</p> <p>第5章 スマートフォンにおける利用者情報の取扱いの在り方</p> <p>1 スマートフォン利用者情報取扱指針</p> <p>2 指針の実効性を上げるための様々な取組</p> <p>3 今後の技術・サービスの進展に対する柔軟な対応</p> <p>第6章 利用者に対する情報提供・周知啓発の在り方</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>2 情報提供・周知啓発を行う内容の詳細</p> <p>3 関係者における取組</p> <p>第7章 国際的な連携の推進</p>	<p>【改訂のポイント】</p> <p>① 現状説明等を含んだ報告書形式を改め、利用者情報取扱関係者等が必要時に端的に参照できるよう、「利用者情報を取り扱う者が従うべき指針」及び「周知啓発に係る取組」に特化して策定</p> <p>② 曖昧な箇所の明確化・わかり易さの観点からの用語・記述の整理、構成変更</p> <p>(例) 適用対象の整理、アプリケーション提供事業者と情報収集モジュール事業者の役割を整理し別に記載 等</p> <p>③ 詳細なルール等の追記</p> <p>(例) プライバシーポリシー作成・掲載ルールの詳細化 (適切な掲載場所、通知・公表のタイミング等) 周知啓発の取組の具体例追記 第三者検証の手法等を記載 等</p> <p>④ 改正個人情報保護法を踏まえた修正</p> <p>(例) 外国の第三者に提供する場合の記載事項 等</p>	<p>はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> - 改訂の背景、範囲、改訂の方向性、主な改訂内容について記載 <p>第1章 スマートフォンにおける利用者情報の取扱いの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> - SPI第5章「1 スマートフォン利用者情報取扱指針」の曖昧な箇所の明確化・わかり易さの観点からの用語・記述の整理、構成変更 - スマートフォン利用者情報取扱指針に関する補足 (法的根拠や具体的な実行取組例)の追加 <p>第2章 利用者及びアプリケーション提供者等のリテラシーの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> - SPI第6章「1 基本的な考え方」、SPI第5章「2 指針の実効性を上げるための様々な取組」、SPI II、SPO I～SPO IIIの内容を取り纏め

利用者WGの検討事項の今後の進め方（案） ※ 1

出典：利用者情報に関するWG
(第1回)事務局資料より抜粋

		2月	3月	4月	5月	6月	7月
親会		第1回：2/6（火） 事務局説明 WGの設置等 ★					
利用者情報WG	① スマートフォン上のプライバシー対策	第1回：3/1（金） ①事務局説明 ②有識者発表 (過去SPO) ③有識者発表 (諸外国の状況) ★	★ 第2回ヒアリング①等 ★	★ 第3回・第4回 ヒアリング②・③ ★	★ 第5回 ①事務局説明 (SPI改定事項 の論点整理) ★	★ 第6回 ①事務局説明(SPI 改定案) ②セキュリティ報告※2 ★	★ 第7回 ①事務局説明 (報告書案) ★
	② 係るモニタリング 利用者情報に			★ 第4回・第5回 有識者発表 (前回モニタリング時の課題) ★			
							事業者に対するヒアリングシートの送付 (7月以降にヒアリングを実施)
							(時期未定) 見直し案 公表 (仮) ▲

※ 1 議論の状況等に応じ変更可能性有

※ 2 「ICTサイバーセキュリティ政策分科会」で議論した内容を本WGにおいても報告予定（SPI改定案も含む）